

独自給付①：12分

1. 第1号被保険者の独自給付と脱退一時金
2. 国民年金法の給付
3. 付加年金（法第43条～第48条）
4. 付加保険料を納付できる者
（法第87条の2第1項、法附則第5条第10項）
5. 付加保険料の額と納付（法第87条の2第1項、第2項）
6. 付加年金の支給要件と年金額（法第43条、第44条）
7. 支給の繰上げ・繰下げとの関係について

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第43条……………国民年金法第43条
- ・法附則第5条第10項……………国民年金法附則第5条第10項

独自給付①：12分

8. 支給停止と失権（法第47条、第48条）
 9. 寡婦年金（法第49条～第52条）
 10. 死亡した夫の要件（法第49条等）
 11. 妻の要件（法第49条等）
 12. 寡婦年金の支給期間と年金額（法第49条第3項、第50条）
 13. 支給停止と失権（法第51条、第52条）
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

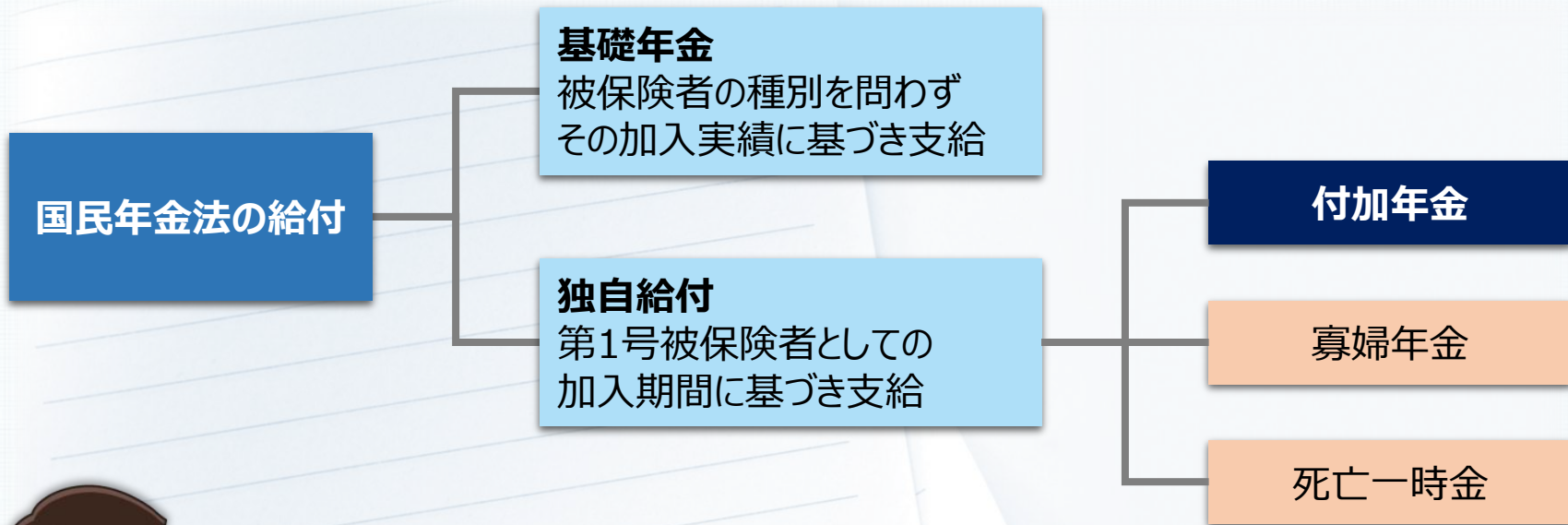
・法第47条……………国民年金法第47条

第1号被保険者の独自給付と脱退一時金

第1号被保険者の独自給付

短期滞在の外国人に支給される脱退一時金

国民年金法の給付



付加年金（法第43条～第48条）

より高い給付を希望する第1号被保険者

上乗せして受給

付加年金

老齢基礎年金

付加保険料を納付
法第87条の2に規定

国民年金
定額負担・定額給付



付加保険料を納付できる者 (法第87条の2第1項、法附則第5条第10項)

付加保険を納付できる者

第1号被保険者

65歳未満の
任意加入被保険者

✕ 保険料の全部、または一部の額の
納付を免除されている者

✕ 65歳以上の特例による
任意加入被保険者

✕ 国民年金基金の加入員

付加保険料を納付することができません

付加保険料の額と納付（法第87条の2第1項、第2項）

付加保険料の額 月額：400円

付加保険料を納付することが**できる期間**

- ・法第87条第3項の通常の保険料を納付した月

付加保険料を納付することが**できない期間**

- ・保険料の追納が行われた期間
- ・後納保険料の納付が行われた期間

付加保険料を納期限までに納付しなかった場合

平成26年4月

付加保険料の納付を辞退したものとみなされていた（付加保険料納付不可）

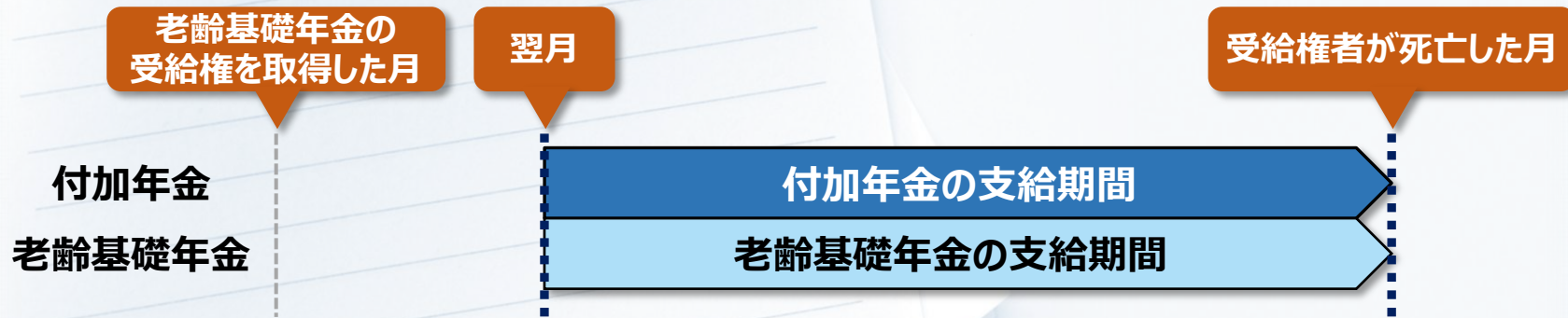
国民年金の通常の保険料と同様に、過去2年分までの付加保険料を納付することができるようになった

付加年金の支給要件と年金額（法第43条、第44条）

付加年金の支給要件

付加保険料の保険料納付済期間を有する者であること
老齢基礎年金の受給権を取得した者であること

付加保険料の保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき



付加年金 の年金額

200円×付加保険料の納付済期間の月数
例:40年間付加保険料を納付した方 200円×480月=96,000円

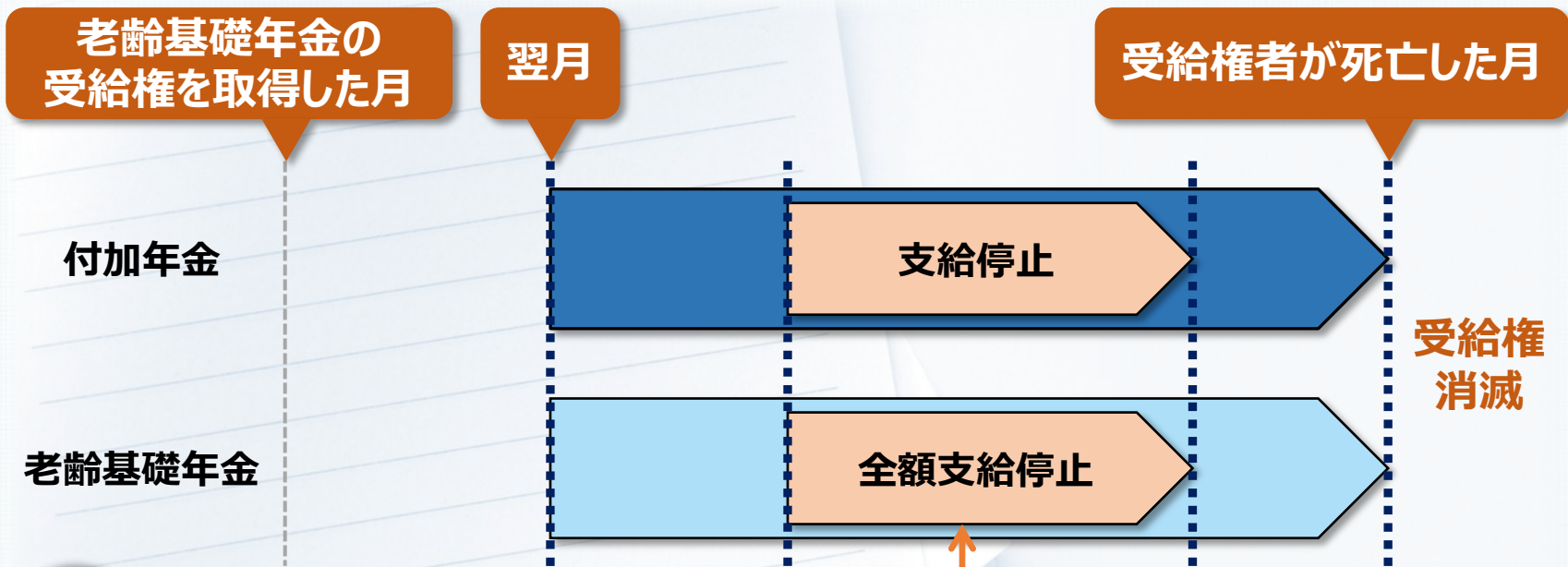
付加年金については、改定率の改定による自動改定の仕組みは適用されない。

支給の繰上げ・繰下げとの関係について

取り扱いが異なる

区 分	付加年金	振替加算
老齢基礎年金の支給を繰り上げた場合	<ul style="list-style-type: none">・同様に繰り上げられる・同じ割合で減額される	<ul style="list-style-type: none">・繰上げは行われなため、減額の問題も生じない
老齢基礎年金の支給を繰り下げた場合	<ul style="list-style-type: none">・同様に繰り下げられる・同じ割合で増額される	<ul style="list-style-type: none">・増額されない・繰下げ待機期間中に振替加算部分だけを受けることはできない

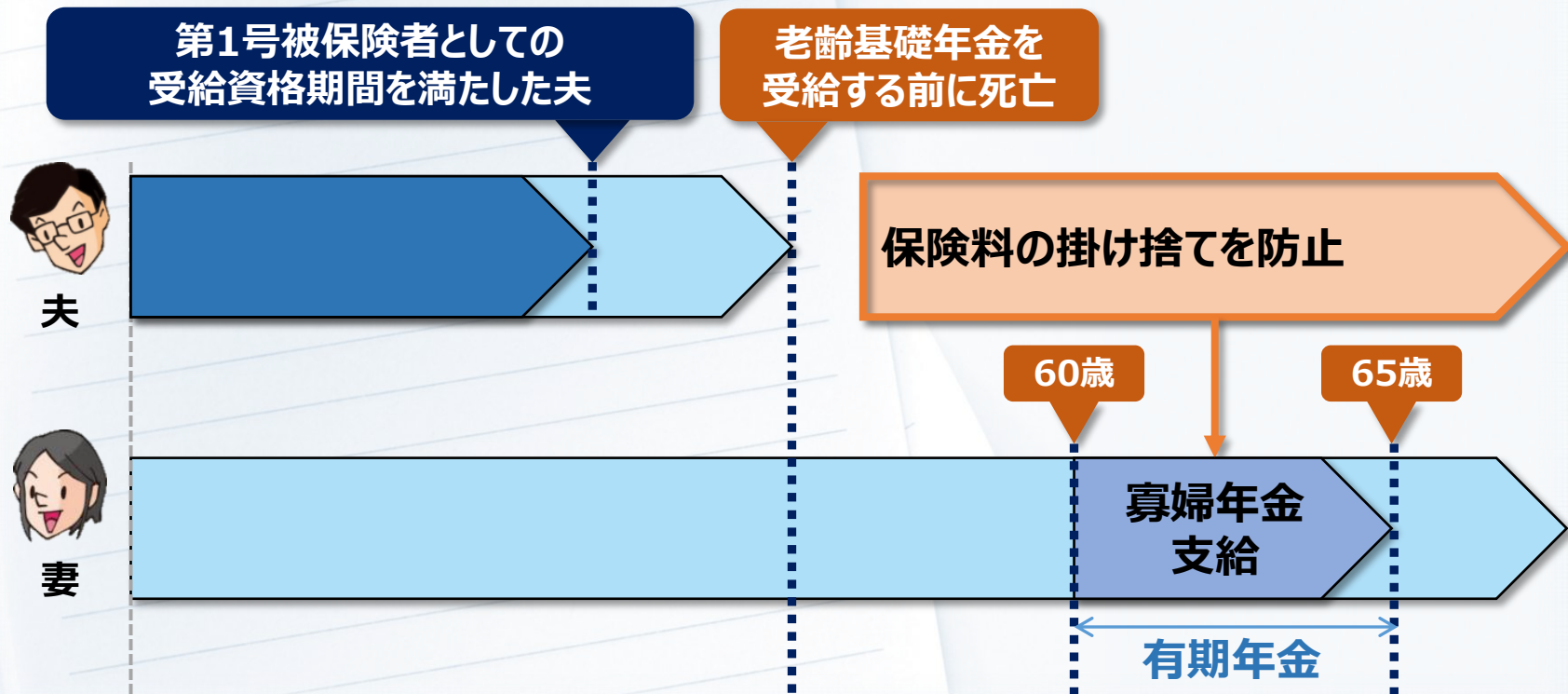
支給停止と失権（法第47条、第48条）



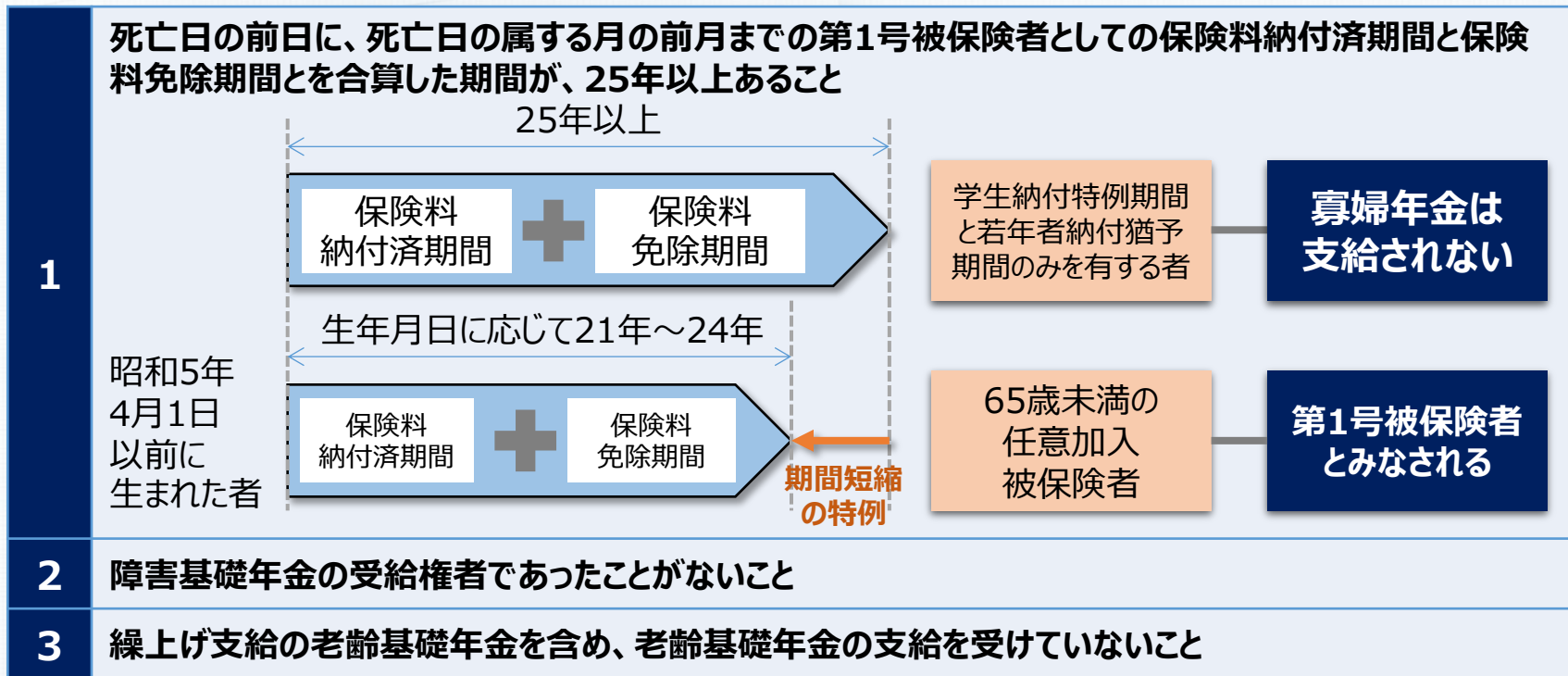
老齢基礎年金が全額支給停止されている間は、付加年金の支給も停止される



寡婦年金（法第49条～第52条）



死亡した夫の要件（法第49条等）



死亡した夫がこれら3つの要件をすべて満たしていることが必要

妻の要件（法第49条等）

- 1 夫によって生計を維持していたこと
- 2 事実上の婚姻関係を含め、夫との婚姻関係が10年以上継続したこと
- 3 65歳未満であること
- 4 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者でないこと

死亡した夫との
生計維持の認定の基準

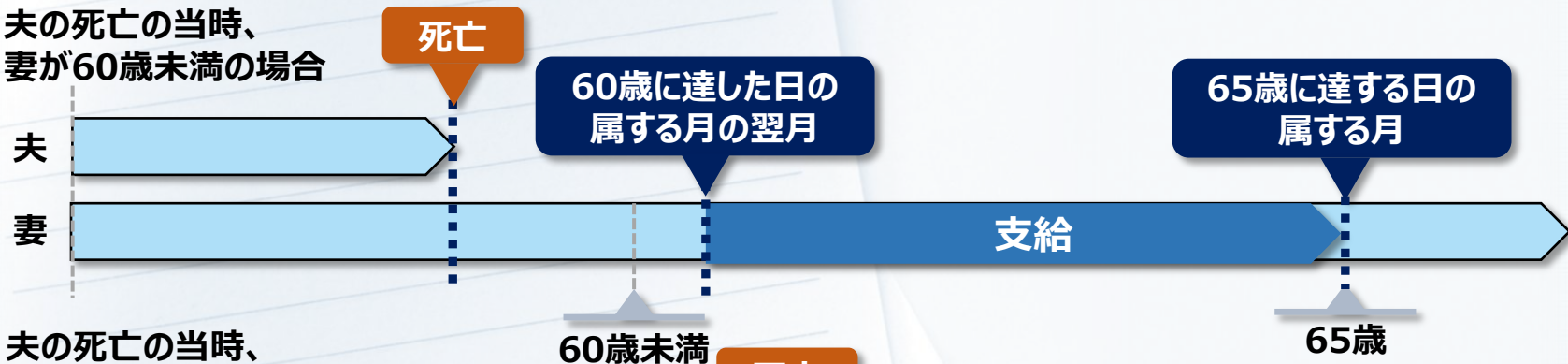


遺族基礎年金の
生計維持の認定基準

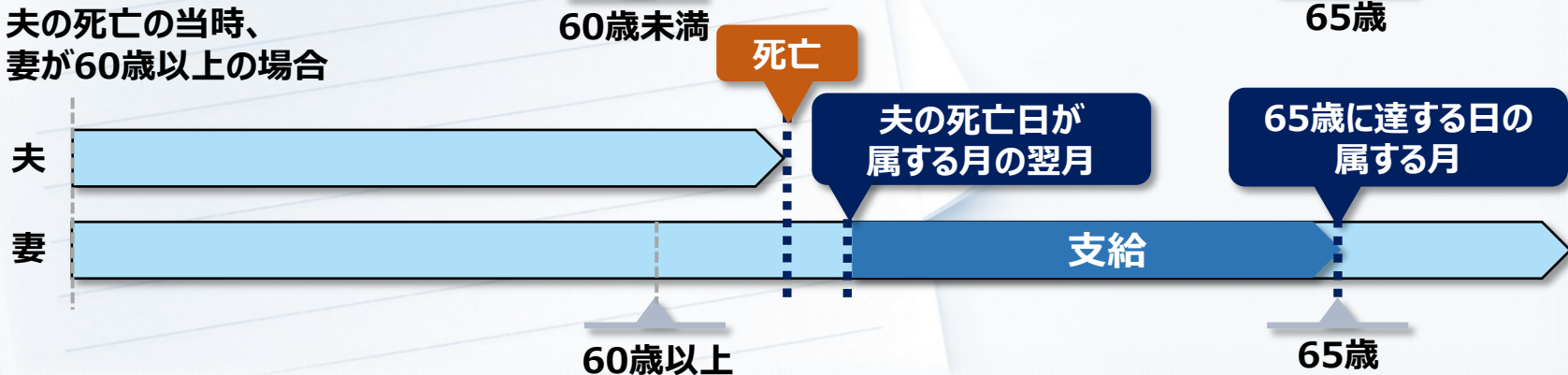
寡婦年金の支給期間と年金額① (法第49条第3項、第50条)

寡婦年金の支給期間

夫の死亡の当時、
妻が60歳未満の場合



夫の死亡の当時、
妻が60歳以上の場合



寡婦年金の支給期間と年金額② (法第49条第3項、第50条)

寡婦年金の額



夫

第1号被保険者としての被保険者期間

死亡

夫の死亡日が
属する月の前月

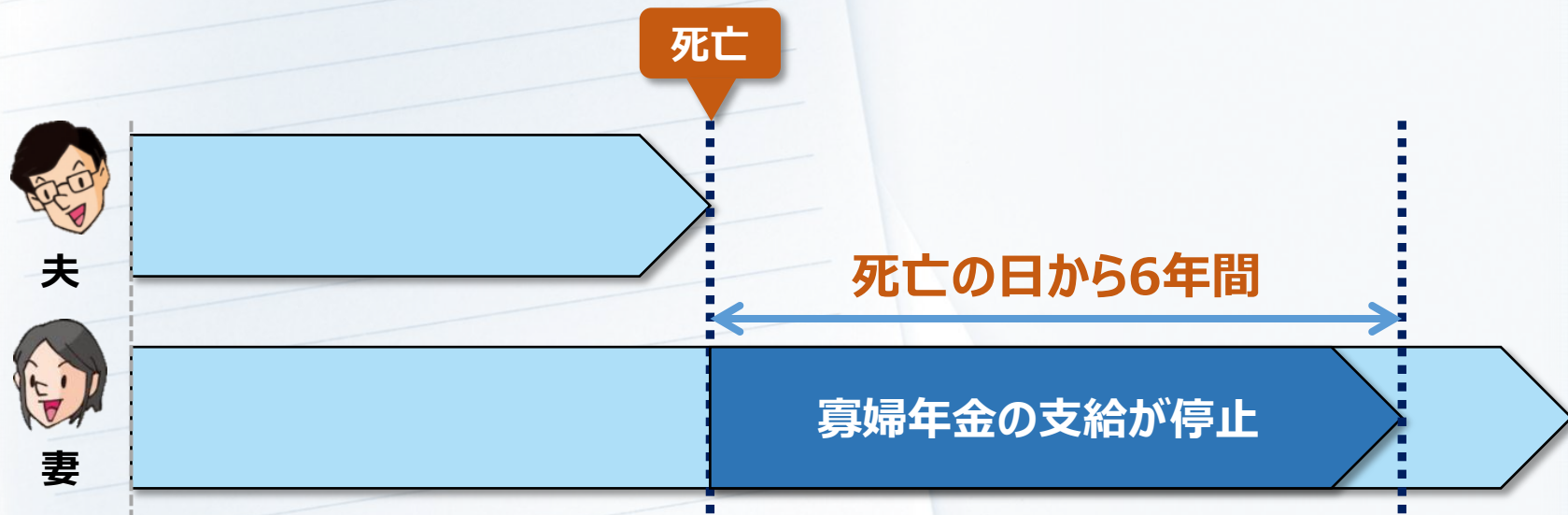
第1号被保険者としての被保険者期間について、法第27条に規定される
老齢基礎年金の年金額の計算方法により計算した額の4分の3に相当する額

死亡した夫が付加保険料を納付していた場合でも、**付加年金は上乘せされない**

支給停止と失権①（法第51条、第52条）

寡婦年金の支給停止

労働基準法の規定による遺族補償が行われるとき



支給停止と失権②（法第51条、第52条）

寡婦年金の失権

受給権者が次のいずれかの失権事由に該当した場合

- 1 65歳に達したとき
- 2 死亡したとき
- 3 婚姻をしたとき
- 4 養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子となったときを除く）
- 5 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したとき
 - ▶ 寡婦年金の受給権者が繰上げ請求をした場合、寡婦年金の受給権は消滅する。
 - ▶ 繰上げ請求をした後、寡婦年金は支給されない。

確認問題

問題 1

付加保険料の額は月額 200 円で、付加年金の年金額は「400 円×付加保険料の納付済期間の月数」である。

解答



(法第 44 条、第 87 条の 2)

付加保険料の額は月額 400 円で、付加年金の年金額は「200 円×付加保険料の納付済期間の月数」となります。

問題 2

寡婦年金は、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるときには支給されない。

解答



(法第 49 条第 1 項ただし書)



独自給付②：10分

1. 死亡一時金（法第52条の2～第52条の6）
2. 死亡一時金の支給要件（法第52条の2等）
3. 死亡一時金の不支給（法第52条の2第2項、第3項）
4. 遺族の範囲と順位（法第52条の3）
5. 死亡一時金の額（法第52条の4）
6. 支給の調整（法第52条の6）
7. 脱退一時金（法附則第9条の3の2）
8. 脱退一時金の支給要件（法附則第9条の3の2第1項等）
9. 脱退一時金の額（法附則第9条の3の2第3項等）

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第52条の2……………国民年金法第52条2

死亡一時金（法第52条の2～第52条の6）

死亡

第1号
被保険者

保険料を納付

老齢基礎年金
障害基礎年金など } 受給しないで死亡した場合

保険料の掛捨てを防止

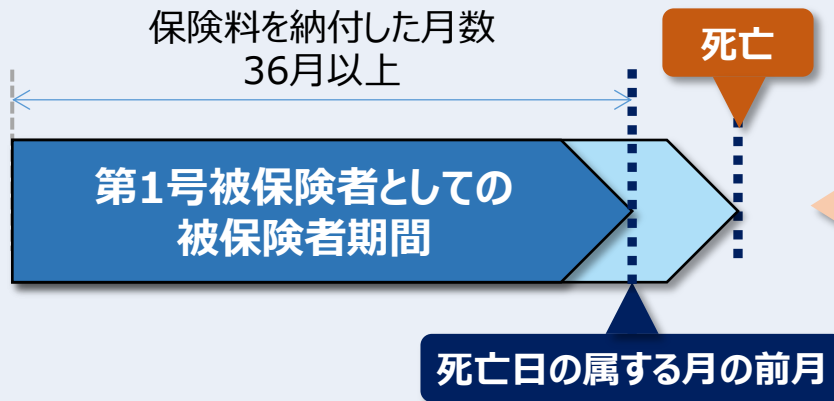
一定の遺族

死亡一時金
支給



死亡一時金の支給要件①（法第52条の2等）

死亡日の前日に、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に、保険料を納付した月数が36月以上ある者が死亡したこと



保険料4分の1免除期間の月数	4分の3
保険料半額免除期間の月数	2分の1
保険料4分の3免除期間の月数	4分の1

1

任意加入被保険者

特例による任意加入被保険者

第1号被保険者とみなされる



死亡一時金の支給要件②（法第52条の2等）

2 死亡者が、老齢基礎年金、または障害基礎年金の支給を受けたことがないこと

下記の給付の支給を受けたことがある者は、
「老齢基礎年金、または障害基礎年金の支給を受けたことがある者」とみなされる

旧国民年金法の老齢年金

旧国民年金法の通算老齢年金

旧国民年金法の障害年金

旧国民年金法の母子年金

旧国民年金法の準母子年金

旧国民年金法の母子福祉年金、または
準母子福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金

「老齢基礎年金、または障害
基礎年金の支給を受けたこ
とがある者」とみなされる

死亡一時金の不支給（法第52条の2第2項、第3項）

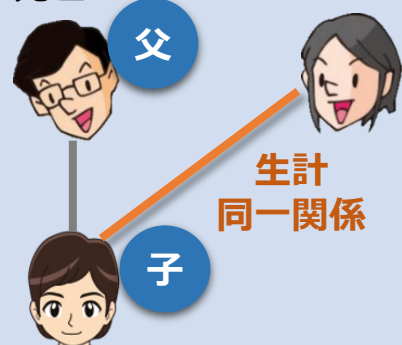
同一の事由について遺族基礎年金を受け
ることができる者がいる場合
(胎児であった子が生まれ、遺族基礎年金の
受給権が発生した場合を含む)

死亡一時金が
支給されない

ただし、死亡者の遺族基礎年金の
受給権者となる配偶者がなく、
子だけが遺族基礎年金の受給権
を取得し、その子と生計を同じくする
父、または母がいることにより、子の
遺族基礎年金が支給を停止されて
いる場合を除く。

遺族基礎年金の受給権の発生と消滅が同一月である場合は、
遺族基礎年金が支給されないため、死亡一時金が支給される

死亡



受給権取得

支給停止

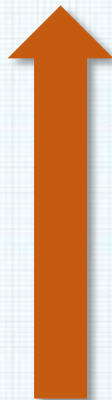


遺族の範囲と順位（法第52条の3）

遺族の範囲

死亡の当時、死亡者と生計を同じくしていた
死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹

「先順位」



受給の順位

1番目	配偶者
2番目	子
3番目	父母
4番目	孫
5番目	祖父母
6番目	兄弟姉妹

なお、未支給年金とは異なり「三親等内の親族（死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹を除く）」は受けることができません。また、子の遺族基礎年金の支給が停止されていることにより支給される死亡一時金は、配偶者にのみ支給されます。



死亡一時金の額（法第52条の4）

死亡日の属する月の前月
までの第1号被保険者とし
ての保険料納付実績

- ▶ 保険料納付済期間の月数
- ▶ 保険料4分の1免除期間の月数を4分の3で計算した月数
- ▶ 保険料半額免除期間の月数を2分の1で計算した月数
- ▶ 保険料4分の3免除期間の月数を4分の1で計算した月数

合算した
月数

合算した月数	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円



死亡日の属する
月の前月までの
付加保険料の
納付済期間が
3年以上ある場合

8,500円

死亡一時金については、改定率の改定による自動改定の仕組みは適用されない。

支給の調整 (法第52条の6)

第1号被保険者



夫

保険料を納付

死亡

老齢基礎年金
障害基礎年金など

受給しないで死亡した場合

保険料の掛捨てを防止



妻

死亡一時金

寡婦年金

受給権者の選択により、
いずれか一方が支給

脱退一時金（法附則第9条の3の2）

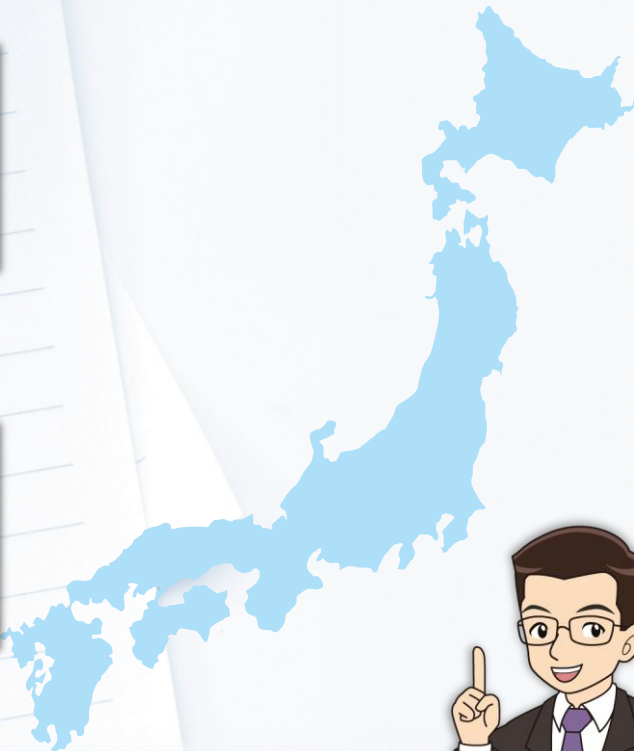
日本国籍を有しない者が日本国内に短期間滞在して帰国した場合

その間に納付した
国民年金の保険料が
老齢給付等に結びつかない



問題の指摘

平成6年の制度改正で公布
（平成7年4月施行）



脱退一時金の支給要件①（法附則第9条の3の2第1項等）

1

請求日の前日に、請求日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に、保険料を納付した月数が6月以上あること

2

日本国籍を有しない者であること

3

老齢基礎年金、または旧国民年金法の老齢年金、通算老齢年金の受給資格期間を満たしていないこと

保険料4分の1免除期間の月数	4分の3
保険料半額免除期間の月数	2分の1
保険料4分の3免除期間の月数	4分の1

脱退一時金の支給要件を見る上で、任意加入被保険者と特例による任意加入被保険者は、第1号被保険者とみなされる

脱退一時金の支給要件②（法附則第9条の3の2第1項等）

4

障害基礎年金、その他政令で定める給付の受給権を有したことがないこと

5

被保険者でなく、かつ、日本国内に住所を有していないこと

6

最後に被保険者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

最後に被保険者の資格を喪失した日に日本国内に住所を有していた者は、「最後に被保険者の資格を喪失した後、初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から起算して2年を経過していないこと」

脱退一時金の額①（法附則第9条の3の2第3項等）

基準月 が所属する年度により支給額が異なる

平成26年度

平成27年度

平成28年度

- ▶ 保険料納付済期間
 - ▶ 保険料4分の1免除期間
 - ▶ 保険料半額免除期間
 - ▶ 保険料4分の3免除期間
- のうち

基準月

請求日の前日までに保険料が
納付された月のうち直近の月
→ 最後に保険料が納付された月

第1号
被保険者

被保険者期間

請求日の
属する月の前月

請求日の
属する月

脱退一時金の額②（法附則第9条の3の2第3項等）

対象 月数

- ▶ 保険料納付済期間の月数
- ▶ 保険料4分の1免除期間の月数を4分の3で計算した月数
- ▶ 保険料半額免除期間の月数を2分の1で計算した月数
- ▶ 保険料4分の3免除期間の月数を4分の1で計算した月数

合算した 月数

※法附則第9条の3の2第3項に規定される脱退一時金の額

対象月数	金額
6月以上12月未満	40,740円
12月以上18月未満	81,480円
18月以上24月未満	122,220円
24月以上30月未満	162,960円
30月以上36月未満	203,700円
36月以上	244,440円

【補足】

脱退一時金の額の計算の基礎となった第1号被保険者としての被保険者期間は、被保険者でなかったものとみなされる。

（実際の脱退一時金の支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。）

確認問題

問題 1

死亡一時金の支給要件における保険料納付済期間には、任意加入被保険者としての保険料納付済期間は含まれるが、特例による任意加入被保険者としての期間は、保険料納付済期間とはされていない。

解答



(法附則第 5 条第 1 0 項、平成 6 年改正法附則第 1 1 条第 1 0 項等)

死亡一時金の支給要件における保険料納付済期間には、特例による任意加入被保険者としての期間も含まれます。

問題 2

日本国籍を有しない者であって、被保険者である者は、脱退一時金を請求することができる。

解答



(法附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項)

脱退一時金を請求できる者は、国民年金の被保険者でない者に限られます。

